

メキシコへの追加確認事項回答書（仮訳）

I 生体牛のリスク評価に必要な情報

1 侵入リスク

1.1.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した生体牛全個体に関する情報

1986～1999年の期間について、データが記載されていない。

国際貿易統計データベース(World Trade Atlas)（一部は政府発行の貿易統計）を調査したところ、各国（リスク国）からメキシコへの生体牛の輸出が確認された（表参照）が、事実関係如何。

1986～1999年の輸入生体牛のデータがある場合はデータを添付すること。データが無い場合、もしくは不明の場合はその旨を記載すること。

（データ無し、不明、及び回答が得られない場合、貿易統計の数値に基づきリスク評価を行うこともある。）

【国際貿易統計データベース(World Trade Atlas)（一部は政府発行の貿易統計）による、各国からの生体牛の輸出頭数（HSコード01.02）】 （単位：頭（ ）はトン）

輸出国	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
米国			64,226	210,141	251,943	76,854	129,762	14,641	115,249	235,246	160,851
カナダ	2,382	6,785	4,580	895	11,195	7,308	4,352	375	1,852	2,119	976
スペイン	0	0	0	0	0	0	0	0	91	732	0
ドイツ	0	0	0	0	0	0	(13.6)	0	0	0	0
合計	2,382	6,785	68,806	211,036	263,138	84,162	134,114 (13.6)	15,016	117,192	238,097	161,827

輸出国	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
米国	100,481	126,868	374,004	106,019	22,603	1,513	1,003	727	13,779	2,005,910
カナダ	110	149	432	114	167	0	0	0	0	43,791
スペイン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	823
ドイツ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(13.6)
合計	100,591	127,017	374,436	106,133	22,770	1,513	1,003	727	13,779	2,050,524 (13.6)

WTA(国際貿易統計データベース)のデータは、メキシコ衛生当局により有効と認められていないため、考慮すべきではない。以下の表を考慮して頂きたい。

1988年～2007年の輸入牛（頭数）

輸出国	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
米国	18,359	98,056	340,665	161,151	171,437	40,375	40,410	18,936	18,706	46,081	34,337
カナダ	426	2,103	7,956	15,743	20,966	18,070	16,396	3,139	8,418	19,157	18,558
スペイン	0	0	0	0	0	0	0	0	91	733	0
ドイツ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	18,785	100,159	348,621	176,894	192,403	58,445	56,806	22,075	27,215	65,971	52,895

輸出国	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
米国	16,618	170,260	32,673	57,048	25,508	3,665	6	875	6,580	1,301,746
カナダ	9,451	18,054	3,314	5,789	3,228	0	0	0	0	170,768
スペイン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	824
ドイツ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	26,069	188,314	35,987	62,837	28,736	3,665	6	875	6,580	1,473,338

輸入牛の調査

スイスの牛

1986年にスイスからブラウンスイス種 21 頭が輸入された。それらの牛は、米国フロリダ州 Fleming key の Harry S. Truman センターの検疫所に到着し、米国獣医衛生当局規定の検疫期間終了後メキシコへ輸送された。購入者は、ハリスコ州 Lagos de moreno の農場「La labor de Padilla」の所有者 Jesús Vega de León 氏であった。その内の 1 頭は 2002 年まで生存し、タバスコ州の Juárez 大学に移送された。繁殖牛は通常、平均 96～120 ヶ月齢で生産寿命を終えてと畜されるが、繁殖障害や繁殖能力の低下などにより早期にと畜される場合もある。

スペインの牛

スペインの牛については、調査概要の一覧表を送付する。スペインが BSE 清浄と見なされていた 1996 年及び 1997 年に、リディア種 824 頭がメキシコに輸入された。輸入の際には以下の前提が考慮された：

スペイン獣医当局は当該農場を 100%把握しており、確認のため年 1 回以上訪問していた。これらの農場は他の飼養形態の牛農場との接触はなく、他の飼養形態の動物生産に利用できない土地(主に山地)に位置し、獣医師のケアがある。

牛は個体識別され、ほぼ全ての農場が公的な家系図を保持しており、個体の移動は管理されていた。基本的に牧草を食べており、飼料は最終段階で植物性のものが給餌されていた。それらの飼料のほとんどは農場での自家配合である。メキシコ公認獣医師が農場を訪問し、個体が衛生的に適切に取り扱われていたことを確認した。(付属文書 1.1.3.1)

メキシコ到着時に牛は生存しており、メキシコシティの国際空港の税関で受領された。2002年にスペインで最初のBSE症例が報告されたため、これらの牛の所在確認が開始され、672頭が追跡確認された。その70%はメキシコ到着時に36ヶ月齢を超えていた。全ての個体は、メキシコ入国時にリスクがあるとは見なされず、定例のモニタリングの対象とはならなかったことを指摘しておく。当時の衛生条件では(当該動物を)モニタリングするよう規定されていなかったためである。

BSE 発生前の米国及びカナダの牛

これらの牛のほとんどは、”alto registro” (英訳 : high register) の証明書付の純粋種の繁殖か、乳牛である。これらの牛は、24～30 ヶ月齢(国により異なる)で輸入されるまで、それぞれの出生国で飼養されていた。これらの牛は生産寿命を終えた時点で、代謝や繁殖などの問題により徐々に群れから除かれ、食用にするためと畜場に送られる。現在生存している輸入牛は、30 ヶ月齢超の他の全ての牛と同様に、BSE 疫学サーベイランスの対象である。

BSE 発生後の米国及びカナダの牛

カナダ及び米国で 2003 年に最初の BSE 症例が報告された後、両国産の牛の追跡調査を開始した。両国の統計を添付する。BSE 発生後カナダ及び米国が実施した徹底した疫学的追跡調査の結果、以前に両国からメキ

シコに輸入された牛と当該 BSE 感染牛との間に全く関連がないことが示された。しかしながら相応の疫学的追跡が行われた。(付属文書 1.1.3.2 及び 1.1.3.3)

その後 2005 年に、米国から種牛の輸入が再開されたが、以下のような特別要件が設けられた：

トレーサビリティのため、生産農家は全国畜産業者登録簿に、個体は全国家畜個体識別システム (SINIIGA) に登録しなければならない。BSE サーベイランス当局は必要なだけ農場を調査訪問できる。個体が死亡した場合にはサンプリングのため直ちに届け出なければならない。(付属文書 1.1.3.4 及び 1.1.3.5：米国及びカナダ産の繁殖牛に関する要件)

BSE 病原体の循環・増幅を防ぐため輸入牛の管理措置が制定された。2007 年以降、廃用牛をと畜場に送ることが認可されたが、保健省と共同で、BSE リスクを有する可能性のあるこれらの個体のと畜に関し以下のような安全システムを有するよう指示した。

- 全ての輸入牛を確実に識別可能であること。
- 農場で死亡した牛は SAGARPA に報告し、BSE サンプルを採取し、適切に保管すること。
- 生産寿命を終えた個体は、と畜の前後に厳格に検査し、BSE 検査のためサンプルを採取すること。枝肉及び内臓は BSE 検査の陰性結果が出るまで冷蔵保存すること。
- 特定危険部位はフードチェーンに入らぬよう保管すること。

輸入牛のほとんどが集中しているラグネラ地域(輸入牛の 90%)及びケレタロ(輸入牛の 5%)で、と畜施設が認可されている(付属文書 1.1.3.7)。廃用牛のと畜を認可する際に、SAGARPA 認定のレンダリング施設に特定危険部位を送るよう勧告される。

2006 年～2008 年の繁殖牛のデータを添付する(付属文書 1.1.3.8)。

1.2.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入したMBMに関する情報

1986～1999年の期間について、データが記載されていなかった。

国際貿易統計データベース(World Trade Atlas) (一部は政府発行の貿易統計) を調査したところ、各国(リスク国) からメキシコへのMBMの輸出が確認された(表参照)が、事実関係如何。

1986～1999年の輸入MBMのデータがある場合はデータを添付すること。データが無い場合、もしくは不明の場合はその旨を記載すること。

(データ無し、不明、及び回答が得られない場合、貿易統計の数値に基づきリスク評価を行うこともある。)

【国際貿易統計データベース(World Trade Atlas) (一部は政府発行の貿易統計) による、各国からのMBMの輸出トン数 (HSコード2301.10)】 (単位：トン)

輸出国	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
米 国			52,151	52,189	81,200	67,426	67,214	66,204	77,670	65,682	98,240
ドイ ツ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
英 国										0	0
合 計	0	0	52,151	52,189	81,200	67,426	67,214	66,204	77,670	65,682	98,240

輸出国	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合 計
米 国	94,106	92,755	79,868	62,634	61,576	59,750	113,388	125,688	112,132	1,429,873
ドイ ツ	0	0	0	0	135	0	0	0		135
英 国	0	0	0	0	0	0	18	0	0	18
合 計	94,106	92,755	79,868	62,634	61,711	59,750	113,406	125,688	112,132	1,430,026

WTA(国際貿易統計データベース)のデータは、メキシコ衛生当局により有効と認められていないため考慮すべきではない。以下の表を考慮して頂きたい。

(単位：トン)

輸出国	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
米 国	5,994,656	58,289,364	54,344,603	16,774	4,196	70,085,528	67,104,75	69,666,432
英 国	0	0	0	0	0	0	0	0
ドイ ツ	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	5,994,656	58,289,364	54,344,603	16,774	4,196	70,085,528	67,104,75 0	69,666,432

輸出国	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
米 国	73,600,000	67,431,014	104,089,092	113,036,294	123,512,367	4,104,518	97,255,115	84,297,413
英 国	0	0	0	0	0	0	0	0
ドイ ツ	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	73,600,000	67,431,014	104,089,092	113,036,294	123,512,367	4,104,518	97,255,115	84,297,413

輸出国	2004	2005	2006	2007	合計
米 国	66,840,597	83,829,971	106,972,193	107,390,139	1,357,865,016
英 国	0	0	0	0	0
ドイ ツ	0	0	0	0	0
合 計	66,840,597	83,829,971	106,972,193	107,390,139	1,357,865,016

動物由来輸入肉骨粉に関するコメントは以下のとおり：

1. 80%～85%は豚由来の肉骨粉で、残りは家きん由来の肉骨粉である。
2. メキシコで生産された肉骨粉は主に、家きん・豚・ペット飼育用及び水産養殖用の飼料生産に使用される。メキシコ公式規定 NOM-061-ZOO-1999 の公表後、牛の飼料への反すう動物由来肉骨粉の使用が禁止された。他の動物種用の配合飼料に含まれる動物性たん白粉の割合は1%～1.2%である。
3. 2001年6月28日にメキシコ公式規定 NOM-060-ZOO-1999「動物のくず肉の加工及び飼料へのくず肉の使用に関する動物衛生規定」が公表された。これは、くず肉の加工、反すう動物のくず肉を含む肉骨粉の製造施設と反すう動物の組織を含まない肉骨粉の製造施設の分類、レンダリング施設の管理、配合飼料及び自家消費飼料の販売者・輸入者・製造者について規定するものである。

1.3.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した動物性油脂に関する情報

1986～1999年の期間について、データが記載されていない。

国際貿易統計データベース(World Trade Atlas) (一部は政府発行の貿易統計) を調査したところ、各国(リスク国)からのメキシコへの動物性油脂の輸出が確認された(表参照)が、事実関係如何。

1986～1999年の輸入動物性油脂のデータがある場合はデータを添付すること。データが無い場合、もしくは不明の場合はその旨を記載すること。

(データ無し、不明、及び回答が得られない場合、貿易統計の数値に基づきリスク評価を行うこともある。) また輸入された動物性油脂の用途(とくに牛の代用乳や濃厚飼料に使用されたか)についても、分かる範囲で記載すること。

送付いただいた下記データのとおりである。

【国際貿易統計データベース(World Trade Atlas) (一部は政府発行の貿易統計) による、各国からの動物性油脂の輸出トン数 (HS コード 1502.00, HS コード 1503.00 及び HS コード 1516.10 の合計)】 (単位：トン)

輸出国	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
米 国			169,172	203,930	191,109	238,014	247,369	248,688	245,512	254,076	334,015
カナダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,977
ドイ ツ	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
フ ラ ンス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イ タ リ ア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
ス イ ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	169,172	203,930	191,109	238,014	247,369	248,688	245,514	254,077	353,991

輸出国	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
米 国	265,489	259,771	282,004	368,546	359,256	387,187	405,536	402,977	466,728	5,329,379
カナダ	2,003	2,501	2,004	0	5,959	43,737	28,822	5,082	14,319	124,402
ドイツ	4	0	0	0	0	0	0	0		6
フランス	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
イタリア	0	0	0	2	0	0	0	0		3
スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	0.05	0.05
合 計	267,495	262,273	284,010	368,548	365,215	430,923	434,358	408,059	481,047	5,453,792

SENASICA(食品衛生安全品質管理局)が公布した動物衛生輸入要件に従い、メキシコは、ドイツ、フランス、イタリア及びスイスからの牛脂(酪酸脂肪及び無水乳脂肪)の輸入のみを認可した。

獣脂に関する輸入要件にある米国及びカナダから輸入される獣脂については、31種類ある。これらの74%は、酪酸脂肪、工業用脂肪、脱たん白脂肪及び工業用二次製品である(付属文書 1.3.3.9)。残りは一般的な獣脂で、動物飼料用及び非食用の牛脂である。1996年～2009年に、米国及びカナダ産の全ての牛脂由来製品に対する動物衛生輸入要件(HRZ)が2,561件公布された。当該製品の95.8%は、酪酸脂肪、工業用脂肪、脱たん白脂肪及び工業用二次製品である。米国及びカナダでBSEが発生して以降は、動物衛生輸入要件(HRZ)で、獣脂は不溶性不純物が0.15%以下であること、頭蓋腔にガスを注入する方法を用いたスタンニング工程またはピッシング工程(頭蓋腔に器具を挿入して中枢神経組織を破壊する)が行われていない牛に由来することを要請している。

代用乳については、牛用の乳製品(代用乳)がSAGARPAに34件登録されている。

以下の表は生産国別の%を示している(付属文書 1.3.3.10)。

生産国	%
カナダ	14.7
チリ	2.9
オランダ	11.8
メキシコ	38.2
ポーランド	2.9
米国	26.47

次の表は、代用乳の産地と獣脂含有の有無を示している。獣脂を含む輸入製品の生産国は、米国、カナダ、ポーランドである。当該製品の登録が認可されたのは、これらの国でまだBSEが発生していなかった90年代である。その後、BSE症例が初めて報告された時点で、当該製品の輸入に関する動物衛生要件(HRZ)の適用が停止された。

獣脂含有の有無	輸入製品	メキシコ産	計
獣脂を含む	17	8	24 (訳注：25の誤り)
獣脂を含まない	4	5	10 (訳注：9の誤り)
計	21	13	34

輸出国が動物衛生の緊急事態を届け出たときに、動物衛生輸入要件(HRZ)の適用は停止される。HRZ が修正された場合には、メキシコの認証製造施設は当該修正を適用及び実施し、新たに認証を受け製品を輸入できるよう、当該修正を適用した外国企業の品質管理認証を提出して手続きを行わなければならない。公認の修正は、食品及び表示(流通時の表示として SENACICA が認可)の修正内容が明示された公式文書により保証される。当該公式文書は輸入時に税関に提出するが、それは公認の書式を用い、内容が一致していなければならない。

2 暴露・増幅リスク

2.2.3.1 飼料給与に関する規制の実施主体および遵守状況

回答では飼料製造施設に関する記載となっているが、農場段階での飼料給与に関する規制の実施主体、遵守状況確認の方法および確認結果について回答頂きたい。

付属文書 2.2.3.1 11, 2.2.3.1 12, 2.2.3.1 13, 2.2.3.1 14, 2.2.3.1 15 では、飼料規制責任の範囲、飼料製造工場の操業通知手続き、飼料監査手順、2009 年監査プログラム及び実施すべき監査に関する図表について記述している。

2005 年以降、家畜に使用されるもしくは家畜により摂取される化学製品、医薬品、生物製品及び食料品の製造施設に対する監査プログラムが設定され、また動物用医薬品を製造、輸入及び商品化するすべての施設が検査を受ける。

飼料製造工場

この種の施設もまた、上記の手続きにより規制を行い、SAGARPA の審査を受けるために監査を行う。

実施される活動の一つとして、不正行為の疑いのある施設に対し、状況を解明し、また連邦動物衛生法に基づき、例えば操業開始通知を行わなかったというような注目点或いは違反が存在するかどうかを確認するために監査することがある。SAGARPA への登録なしにリスクのある飼料を製造し流通している施設の場合には、重大な違反行為と見なされ、当該製品が差し押さえられ、関係者に対し措置終了後の猶予期間 5 日以内に書面で異議を申し立てる権利があることが通告される。行政側は、追訴手続きにおいて収集された書類を基に、法律面での追跡のために情報の詳細な分析を開始する。

2007 年から 2008 年の期間に、監査班(Unidades de Verificacion)が編成され、メキシコ公式規定 NOM-012-ZOO-1993 、 NOM-022-ZOO-1995 、 NOM-025-ZOO-1996 、 NOM-060-ZOO-1999 、 NOM-061-ZOO-1999、NOM-064-ZOO-2000 の遵守を監視するために、飼料製造施設に対し監査が行われた。

2007 年及び 2008 年に飼料製造工場に対し実施された監査の詳細結果については、付属文書 2.2.3.1 16 に記述されている。

検査並びに監査の範囲

さらに、動物飼料の監視に関する監査プログラムの遵守については、欧州連合(EU)、米国及びカナダの関係当局によって実施される監査がある。

操業開始通知の検査及び監査活動の中には、市民からの通報に対する配慮、医薬品のサーベイランス、反すう動物に対する反すう動物由来肉骨粉給与禁止の遵守、手続きの通告、輸入検疫措置解除等がある。

畜産製品貿易の増加及びメキシコの動物衛生状況の改善により、関連法及び規則の遵守に対する監査の要求が拡大している。この意味で、EU、米国及びカナダから一層厳しい条件を受けている全ての輸出品の安全性に関する監査の必要性は増大しつつある。

3 BSE サーベイランス

3.2.1.1 サーベイランス制度の概要について

(2)サーベイランス対象のカテゴリー別の年間母集団

「死亡牛」の母集団数が 602 頭と少ないが、その理由を、死亡牛の定義を含めて回答して頂きたい。

死亡牛の定義は、農場で死亡した牛、外傷性の損傷を受けたもしくは何らかの疾患により殺処分された牛である。

牧場が広大な地域の大部分では、牛の死亡率は 2~3%であり、主要な死因は食中毒、アナプラズマ病、肺炎及び牛の麻痺性狂犬病となっている。地域社会や周辺の住居に非常に近い場合、飼育場に置かれ猛禽の犠牲となる。この状況は、人口の少ない地域である南東部、コリマ(Colima)州、バハ・カリフォルニア・スル(Baja California Sur)州、ゲレロ(Guerrero)州、またベラクルス(Veracruz)州、タマウリパス(Tamaulipas)州、サン・ルイス・ポトシ(San Luis Potosi)州、イダルゴ(Hidalgo)州の一部市町村を含むワステカ(Huasteca)地帯、さらにシナロア(Sinaloa)州、サカテカス(Zacatecas)州、ソノラ(Sonora)州、チワワ(Chihuahua)州、ヌエボ・レオン(Nuevo Leon)州、コアウイラ(Coahuila)州など、北部の乾燥地域に当てはまる。このような死亡牛の利用は 20%となっている。

高地のアグアスカリエンテス(Aguascalientes)州及びハリスコ(Jalisco)州、ティサユカ(Tizayuca)州、イダルゴ(Hidalgo)州、リンコン・デ・ラモン(Rincon de Ramon)州、ケレタロ(Queretaro)州、スムパンゴ(Zumpango)州、メキシコ(Mexico)州、デリシアス・イ・Cd クアウモテク(Delicias y Cd Cuauhtemoc)州、チワワ(Chihuahua)州、バハ・カリフォルニア州のメキシカリ(Mexicali)及びコアウイラ(Coahuila)州やドウランゴ(Durango)州の湖沼地帯から構成される乳牛の密度が高い地域では、年間の死亡率が季節により 2~5%の間で変動し、死因としては食中毒、新陳代謝異常、肺炎、繁殖障害及び結核が挙げられる。死亡牛で腐敗が進んでいない場合やウエルシュ菌によって死んだ場合には、ヒトの食用に適さない動物の処理施設に送られる。内臓、せき髄及び頭部は、密かにヒトの食用に利用されている可能性がある。地域としては、オアハカ(Oaxaca)州の中央流域、コルドバ(Cordoba)州、ベラクルス(Veracruz)州、トゥランシンゴ(Tulancingo)州、イダルゴ(Hidalgo)州などである。牛の皮は皮革加工工場に、また軟骨はゼラチン工場に送られる。この利用法は、死亡牛の 60%を占める。これら施設の製品がヒトの食用として利用されるかどうかの決定は、死亡牛のにおい及び色合いにかかっている。同様に、肥育場での死亡牛についても密かに商業化されている。

ハリスコ(Jalisco)州及びアグアスカリエンテス(Aguascalientes)州から成る地域では、BSE のサーベイランス担当当局は生産者と密接な連携を取って、牛が死亡するとき死因を調査し、神経症状と関連する場合及び廃牛の場合には、殺処分し、BSE 診断のために検体を採取する。乳牛については 70%近くが月齢 30 ヶ月以上で、分娩の平均は 5 回である、しかし 3%~5%は分娩 8 回の雌牛となっている。大部分はホルスタイン・フリジアン種で米国及びカナダから輸入されたもの、或いは輸入牛の子または輸入精液で生産された牛である。

全国で最も重要な乳業地帯であるこの地域では、乳牛の集団から採取した検体の迅速診断を促進し、動物及びヒトの食品チェーンに汚染された物質が侵入するのを防止するため、また病気の疑いがあると畜牛由来の肉、肉製品及び副製品の廃棄を確実にするために、アグアスカリエンテスにサテライト研究所が設置されている。

ドウランゴ(Durango)州の 11 市町村(ゴメス・パラシオ、Cd. レルド、マピミ、トゥラフアリロ、ナサス、サンファン・デ・グアダルペ、シモン・ボリバル、サンペドロ・デル・ガリョ、サンルイス・デル・コル

デロ、ロデオ及びクエンカ)並びにコアウィラ(Coahuila)州の5市町村(トレオン、マタモロス、フランシスコ・I. マデロ、サンペドロ・デ・ラス・コロニアス及びヴィエスカ)から成る湖沼地域では、牛の集団総数は438,476頭で、その250,000頭は生産状況にある。248牛舎における150,000頭の子牛は乳用牛で、445の飼育場にいる118,587頭が肉牛、また53,855頭が32の肥育場にいる牛である。乳用牛の約65%は月齢30ヶ月以上で、分娩の平均が3.5回、大多数が米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、ウルグアイから輸入されたホルスタイン・フリジアン種並びにその子牛となっている。2006年11月から子牛の輸入が再開された。さらに、フランス、オランダなどEU諸国から輸入された精液によって生産された牛もいる。生産システムは、植物たん白質及び粗飼料をベースにしたバランスの取れた飼料を利用した集約型であり、乳の生産は低温殺菌加工工場向けで、1997年以降反すう動物由来の肉骨粉の給与が禁止されている。この地域でもBSEのサーベイランスのためにサテライト研究所が設定されている。

他の主要な乳生産地帯はティサユカ(Tizayuca)州で、ほとんどがホルスタイン種で20,000頭あまりが126飼育場におり、飼育場自体で製造される植物たん白質及び粗飼料をベースとしたバランスの取れた飼料により育てられている。集団内で死亡する牛についてはすべて、地域畜産組合(Union Ganadera Local)の獣医部が、死因を確定するために病理学者による解剖診断を実施し、神経症状を示すことが確認された場合、BSE検査のために検体が採取される。

II 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報

1 と畜対象

1.2 と畜頭数

と畜頭数は、ここでは年間約 160 万頭となっているが、I 3.2.1.1(2)「カテゴリー別の年間母集団」では、430 万頭と記載されている。

約 160 万頭というのは、連邦検査適合型 (TIF) 施設に限ったと畜頭数と考えて良いか。

考えて良い。その頭数は、連邦検査適合型(TIF)施設で年間にと畜される概算と畜数である。

2 と畜場

2.7 頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部の除去

回答を整理したところ、以下の項目について詳細を確認したいのでお答えいただきたい。

日本に輸出される食肉における以下のそれぞれの部位の除去状況について

連邦検査適合型(TIF)施設においては、日本向けの場合、特定危険部位(SRM)は除外される。

日本へ輸出される食肉の部位除去の現状は以下の通り。

	日本に輸出される食肉について、除去されているかどうか ((○/×/把握していない))	除去している場合、除去される月齢 (全月齢/○○ヵ月齢以上)
頭部 (脳、頭蓋、眼、三叉神経節、扁桃含む。舌、頬肉を除く)	除去されている	30ヶ月齢以上 扁桃は全月齢
せき柱 (背根神経節含む)	除去されている	30ヶ月齢以上
せき髄	除去されている	30ヶ月齢以上
回腸遠位部	除去されている	全月齢
その他 (あれば記載) () 例) 腸、腸間膜	なし	

特別危険部位(SRM)は、連邦検査適合型(TIF)施設でと畜される牛から除去され、日本への輸出が許可されている TIF 施設に配置された公認獣医師により確認される。各施設は BSE に関し実施される手続きを備えている。この手続きは、日本により認定されている TIF 施設の各々の HACCP で想定されている。

同様に、食品衛生安全品質管理局(SENASICA)局長が署名した 2005 年 2 月 18 日付けの通達に従い、日本への輸出が許可されているかまたは資格を有する TIF 施設に対しては以下のように通知されている。「日本へ輸出する牛肉のと畜場については、30ヶ月齢以上の牛の脳、眼、三叉神経節、せき髄、脊柱、脊根神経節、また全月齢牛の扁桃及び回腸の除去を実施することが不可欠である。付属文書 5.1 b 17」

5 その他

5.1 輸出のための付加的要件等

○回答にある「特別基準」の具体的内容について回答頂きたい。

TIF 施設は、日本及びその他の諸国への輸出許可を取得する上で、国の規則の要件に加えて輸出先国によって要請される具体的な必要条件を満たさなければならない。日本の場合には以下のとおりである。

- 衛生標準作業計画 (SSOP)
- 危害分析重要管理点方式 (HACCP)
- 日本に輸出される牛肉の特定危険部位の除去及び月齢確定のために実施される手順

附属文書 5.1 a 18

○ 関連文書として、2005年2月に SENASICA の DGIAAP が日本に牛肉製品を輸出している TIF 施設に対して出した通達を提出していただきたい。

日本への輸出資格を有する TIF 施設に対し送付された 2005年2月15日付けの通達並びに 2005年2月18日付けの通達第 17号のコピーをここに添付する。この文書の中では、国内消費用の牛肉と第三国向けの肉との混同及び BSE による二次汚染を避けるために、最終製品の管理並びにトレーサビリティを維持するために実施される措置について記述している。(附属文書 5.1a 18)

○全と畜場・全食肉処理場のうち、日本向け輸出用の食肉処理を行っている施設と、それらの施設のうち HACCP、SSOP を導入している施設の数

	全数	日本向け輸出用の食肉処理を行っている施設数		HACCP、SSOP を導入している施設数
と畜場	17 施設	日本向け輸出専用施設数	4 施設	4 施設
		国内消費・他国向け輸出用と日本向け輸出用の両方の食肉を処理する施設数	17 施設	17 施設
食肉処理場	12 施設	日本向け輸出専用施設数	3 施設	3 施設
		国内消費・他国向け輸出用と日本向け輸出用の両方の食肉を処理する施設数	12 施設	12 施設

○ 日本向け輸出用食肉とそれ以外の食肉（国内消費用や他国向け輸出用）の両方を処理していると畜場・食肉処理場に関しては、それらの食肉が混同しないような対策が取られているか。また取られている場合は、その具体的な対策についても記載（ライン分離、時間帯分離／特になし／不明 等）

国内消費用牛肉と第三国向けの輸出用の肉との混同及び BSE による汚染を避けるために対策が取られている。それらの対策については、ここに添付されている 2005年2月15日付けの通達及び 2005年2月18日付け通達第 17号に記載されている。

企業の構造上や機材の問題で、違った種類の肉製品の処理や流れが、ライン、冷凍倉庫、工程など同じ区域において必要な場合には、当該企業に対し違った種類の肉が通る時間帯を指定し、また他の種類

の肉製品処理に使用する機材及び施設に標準作業手順を適用するよう要請する。これについては、企業の TIF 証明書で規定されている公認担当者、またその後で認可 TIF 施設に配置されている公認獣医師により慣例の方式で確認される。

- 2.1.3 「規模別と畜場数」では 54 施設と記載されているが、2.8.4 「と畜場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合」では 53 施設と記載されている。正しい数はどちらか。

現在、操業中の連邦検査適合型(TIF)と畜場及び食肉処理場は47施設あり、そのうち29施設が別項の 5.1 b 追加輸出要件で言及しているように日本への輸出許可を受けている。

日本へ輸出している 29 施設は、輸出条件認定証明書の獲得のために必要とされる要件となっている衛生標準作業手順(SSOP)及び HACCP を実施している。

付属文書

- 1.1.31 スペインから輸入された闘牛の所在地（1996－1997）、2002年に所在判明
- 1.1.32 米国から輸入された牛の所在場所（1996－2005）
- 1.1.33 カナダから輸入された牛の所在場所（1996－2003）
- 1.1.34 米国の家畜繁殖必要条件
- 1.1.35 カナダの家畜繁殖必要条件
- 1.1.36 管理されたリスク国から輸入された牛肉の摂取によるリスクの軽減措置が提示されている
保健省連邦衛生リスク保護委員会文書
- 1.1.37 輸入牛のと畜施設認可及び実施すべきセーフガードについてと畜場管理者に提示されている模範
文書
- 1.1.38 輸入繁殖牛の SINIGA のデータベース（2006－2008）
- 1.3.39 油脂模範条件書
- 1.3.310 SENASICA に登録される代用乳
- 2.2.3.111 飼料規制認可文書
- 2.2.3.112 操業通知手続き
- 2.2.3.113 飼料加工工場に対する監査手続き
- 2.2.3.114 2009年監査プログラム
- 2.2.3.115 2009年監査(図表)
- 2.2.3.116 飼料監査結果
- 5.1 b 17 TIF 施設に対する文書
- 5.1 a 18 「メキシコから日本へ輸出される有蹄動物由来肉及び内臓、ソーセージ、ハム及びベーコンに関する家畜衛生条件」2005年2月の通達